

霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市職員の給与に関する条例(平成17年霧島市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年霧島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の霧島市職

員の給与に関する条例第17条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第19条第1項から第3項まで若しくは第6項、霧島市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成17年条例第49号)第4条第1項又は公益的法人等への霧島市職員の派遣等に関する条例(平成17年条例第47号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
ア イに掲げる職員以外の職員(会計年度任用職員を除く。) 127.5分の15
イ 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 72.5分の10

(提案理由)

人事院勧告及び鹿児島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に鑑み、一般職の職員等の期末手当の額を改正するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。